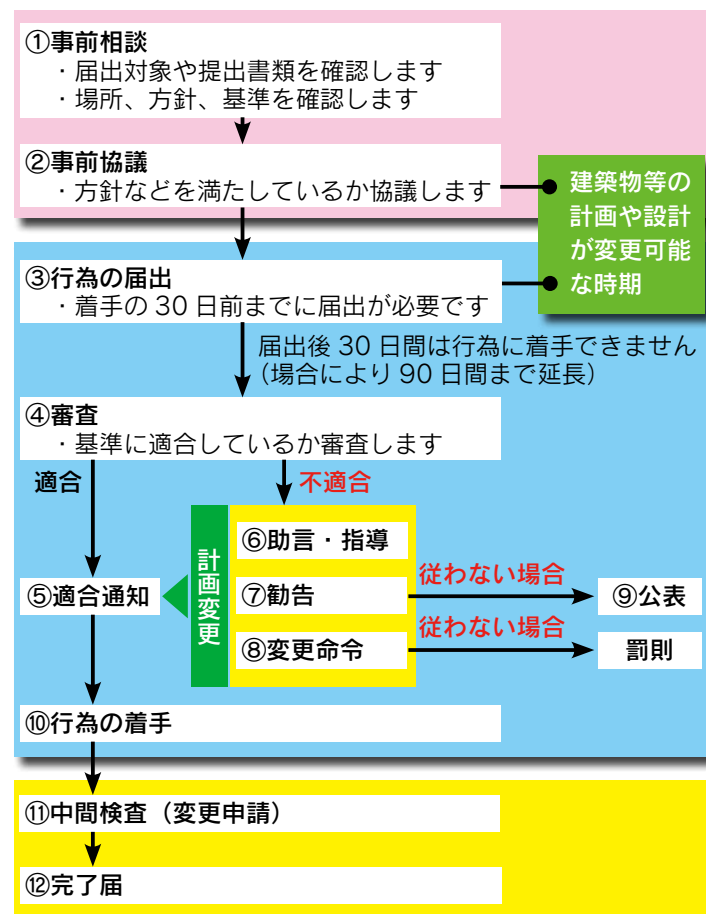


● 届け出の対象となる行為

届出対象の範囲 対象となる行為		中心市街地エリア			田園エリア	有明海・干拓地エリア
		城堀周辺地区	旧城下町地区	西鉄柳川駅周辺地区		
①建築物の建築等 (新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することになる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更を指す)		すべての建築行為	高さ 10 m 以上、または延床面積 500 ㎡以上			
②工作物の建設等 (新設、増築、改築もしくは移転、外観を変更することになる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更を指す)	塔状工作物類、遊戯施設類	すべての建設行為	高さ 10 m 以上 (ただし電柱を除く)			
	製造施設、貯蔵施設、処理施設、自動車車庫等	すべての建設行為	高さ 10 m 以上、または築造面積 500 ㎡以上			
	垣、柵、塀、擁壁等	すべての建設行為	高さ 2 m 以上 (柵や擁壁が複合している場合はその合計の高さとする)			
	橋梁等	すべての建設行為	延長 20 m 以上			
	自動販売機、ごみ集積場、汲水場	すべての建設行為	—			
	水門、樋管、農水設備等	すべての建設行為				
③開発行為		すべての行為	行為に係る土地の面積の合計が 1000 ㎡以上	行為に係る土地の面積の合計が 3000 ㎡以上		
④土地の開墾およびその他の土地の形状の変更		すべての行為	行為に係る土地の面積の合計が 500 ㎡以上	行為に係る土地の面積の合計が 3000 ㎡以上		
⑤木竹の伐採		川下りコース沿線での木竹の伐採 (通常管理での伐採などは除く)	—			
⑥屋外における物件の堆積		堆積を行う土地面積の合計が堆積規模 500 ㎡以上、または堆積の高さ 4m 以上のもの				
⑦特定照明		届出が必要な建築物および工作物について、夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物、その他の工作物、または物件の外観について行う特定照明の新設、増設、改設もしくは移設または色彩等の照明方法の変更				

● 届け出から完了するまでの流れ



景観計画と条例が施行される 10 月 1 日からは、エリアや地区ごとに定められた基準 (上記の表を参照) に基づき、建物を建てたり外観を変えたりするときは、着手する 30 日前までに市への届け出が必要です。市では届け出の内容を審査

好きな景観の維持と向上を目指します。将来的には、田園エリアや有明海・干拓地エリアでも、景観形成誘導地区を選定し、その地域ならではの景観づくりと、地域の活性化に向けた取り組みを行うことにしています。

届け出が必要なのは、早めに事前協議を

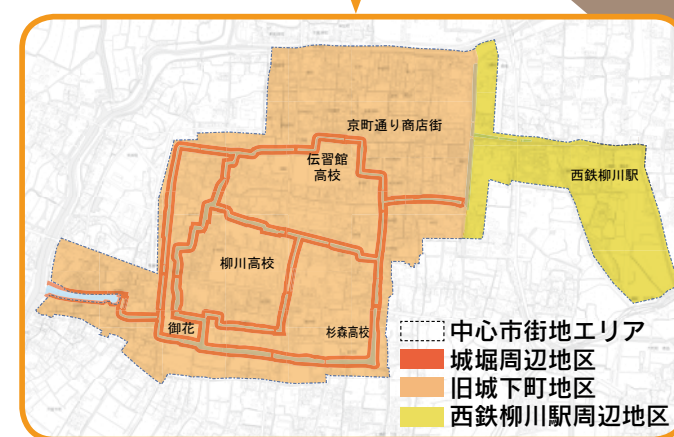
し、基準に合わない場合は変更をお願いすることがあります。工事を予定したら、できるだけ早い時期に、市と事前協議をしてください。届け出が必要にもかかわらずしない場合や、計画の変更命令に従わない場合は、景観法に基づく罰則が科せられることもあります。

規制される建物の色彩や高さなど基準の詳細は、4 月に市内全戸に配布した景観計画の概要版をご覧ください。また、市のホームページで概要版をご覧いただけるほか、提出書類の書式も入手することができます。

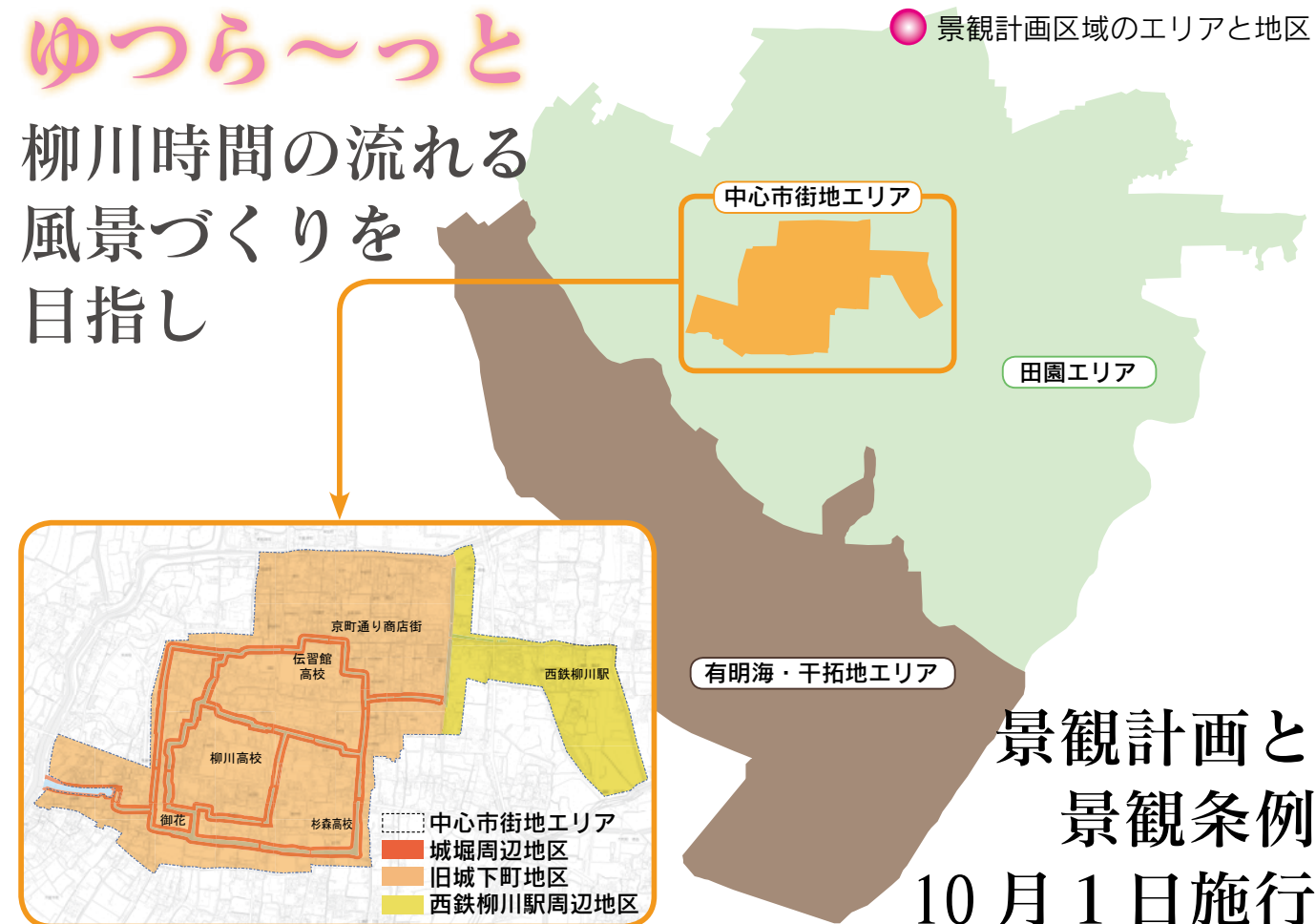
問い合わせは、**まちづくり課** まで。
77・8552() まで。

ゆつら〜っと

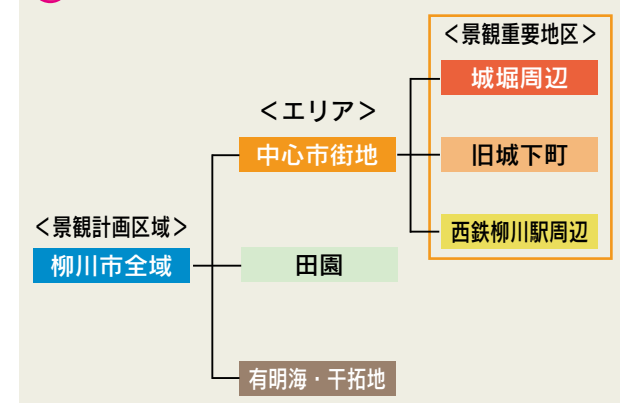
柳川時間の流れる
風景づくりを
目指し



● 景観計画区域のエリアと地区



● 区域・エリア・地区の関係



景観は先人からの贈り物
かけがえのない財産を未来に

市内にくまなく張り巡らされた掘割や城下町の面影を残す町並み、そして穏やかに広がる田園風景と有明海を背景にした広大な干拓地の風景。これらの景観は、先人たちからの贈り物である。

建物を建てる時などは
景観に対する届け出が必要に

柳川の魅力ある景観を守り育て、特色を生かしたまちづくりを進めるために、市は景観計画と景観条例を今年 3 月に制定しました。半年の周知期間を経て 10 月 1 日から、いよいよ施行されます。

り、かけがえのない財産です。この魅力ある市の景観を将来の世代に引き継ぎ、その魅力を生かして、まちの活力を高めるため、景観法に基づく市景観計画を策定しました。計画を実現させるために必要な取り決めとして市景観条例を制定。10 月 1 日から、一定以上の高さや面積の建物を建てる時や、城堀周辺地区では、建設や樹木の伐採などすべての行為について、市への届け出が必要になります。

**市全体が景観計画区域に
城堀周辺は景観の最重要地区**

計画では市の全域を景観計画区域に指定しています。さらに景観の特性に沿って、中心市街地エリア、田園エリア、有明海・干拓地エリアの 3 つに区分しました。特に市内外の多くの人が、柳川を代表する景観としてイメージしている中心市街地エリアは、3 地区に分け景観重要地区に指定。中でも川下りコースの沿線を中心とした城堀周辺地区は、より細かいルールを決めて良